

天草市避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)

平成29年3月改正

天草市健康福祉政策課

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

- 1 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 避難行動要支援者名簿の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 配付用及び非配付用名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 同意の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

- 1 避難のための情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 避難行動要支援者の避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 関係者の安全確保の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 平常時からの名簿提供に不同意であった者への避難支援・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 避難行動要支援者の安否確認の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 避難以降における避難行動要支援者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 通常の避難所における避難生活が困難な者への支援・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 個別計画の策定

- 1 関係者と連携した個別計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 個別計画に係る本人情報等の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 個別計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 地域支援者の選定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 個別計画の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 個別計画の更新と情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 避難行動要支援に係る共助力の向上

- 1 要配慮者及び関係者を対象とした研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 避難行動支援に係る地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第6章 個人情報保護ガイドライン

- 1 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 個人情報の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 個人情報の安全確保に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 名簿取扱者の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 名簿等を提供する場合における配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

本計画は、市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、災害の発生に備え、行政区長、民生委員、消防機関、警察及び社会福祉協議会等の避難支援等関係者に、平常時から名簿情報を提供することで、地域住民の共助による日頃からの見守り支援体制と災害時における避難支援体制を構築することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 49 条の 10 及び天草市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第 2 章第 16 節 2（1）に基づき、天草市地域防災計画の下位計画として策定するものである。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し、避難行動要支援者管理システムにより避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、地域住民による避難支援が必要な者をいう。

なお、本市における避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとするが、居住の実態のない者、社会福祉施設に入所中の者、長期入院中の者、又は同居家族等による避難支援が可能であるといった理由から避難支援を必要としない者は除くものとする。

- (1) 要介護3～5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障がい者
- (5) 難病患者（特定疾患に係る医療費の助成を受けている者）
- (6) 上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員から名簿登録の要請があった者

3 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援の実施に必要な事項

4 配付用及び非配付用名簿の作成

市は、関係者に名簿情報を提供することに同意を取得している者の名簿（配付用）と、同意を取得していない者の名簿（非配付用）に分けて、二種類の名簿を作成する。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、地域住民による避難行動要支援者への円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、平常時より配付用の名簿を、次の避難支援等関係者（以下「関係者」という。）に提供するものとする。

なお、名簿の配付については、原則として年1回、毎年4月から6月までの間に行うものとし、名簿配付の際は、関係者に対して、名簿の活用方法や個人情報の取扱いについて説明を行うものとする。

配付先	配付元（担当課）
行政区長（自主防災組織の長）	健康福祉政策課及び各支所担当課
民生委員	健康福祉政策課及び各支所担当課
消防団（分団長及び副分団長）	健康福祉政策課及び各支所担当課
天草市社会福祉協議会（各支所長）	健康福祉政策課及び各支所担当課
天草広域連合消防本部長	健康福祉政策課
天草警察署長、牛深警察署長	健康福祉政策課
地域包括支援センター管理者	健康福祉政策課
その他避難支援に関わる関係者	健康福祉政策課

6 同意の取得

市は、関係者への名簿情報の提供に同意を取得していない者に対して、行政区長や民生委員等に協力をお願いしながら、電話や個別訪問により、本人や家族に制度の趣旨や内容を説明し、同意の取得に努めるものとする。

7 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、名簿情報を最新の状態に保つため、関係部局が保有する情報により、名簿登録者の転出、又は社会福祉施設への長期間の入所等の情報を把握した場合は、名簿から削除する。また、転入等で新たに対象となった者を把握した場合は、名

簿に登録するものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

市は、行政区長及び民生委員等の関係者に対して、普段の生活や見守り活動において、名簿登録者の転出、又は長期入院等を把握された場合、市への情報提供をお願いする。

なお、市は、本人、行政区長及び民生委員等の関係者から、次のような情報提供があった場合は、名簿情報を更新し、市及び関係者間で情報共有を図るものとする。

ア 名簿情報の誤り、又は変更があった場合。

イ 名簿登録者が住所地に居住していない、長期入院又は社会福祉施設に入所中であるといった理由から、名簿から削除する必要がある場合。

ウ 名簿登録者が、自力での避難が可能である又は家族等による避難支援が可能であるため、地域住民による避難支援の必要がない場合。

エ 名簿に登録されていない者で、地域住民による避難支援を必要とする者がいる場合。

第3章 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、住民の生命及び身体を災害から保護するため、災害のため危険な状態にある住民に対して、避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示（避難勧告等）の発令、伝達、誘導等を実施する。

災害時の情報伝達は、市、消防団、消防本部の広報車をはじめ、防災行政無線により行われるが、避難行動要支援者の中には、その特性により、避難勧告等の情報を察知することが困難な者がいる。

避難勧告等が発令された場合、市は、関係者に対して、災害の規模や状況に応じて、避難行動要支援者への電話・訪問等による避難情報の伝達及び避難誘導の実施をお願いする。

(2) 多様な手段の活用による情報提供

市は、避難勧告等に関する情報を、携帯電話やパソコンに電子メールで配信する「天草市安心・安全メールサービス」を提供している。

メールによる情報伝達は、耳が不自由な方でも素早く情報を察知することができ、防災無線等の放送が聞こえない所においても情報を得ることを可能とするため、市は、避難行動要支援者本人、家族及び関係者に対して、天草市安心・安全メールサービスへの登録を勧めるものとする。

(3) 避難行動

避難勧告等が発令された場合、住民は、自然災害から自らの命を守るために避難行動をとる必要がある。

避難行動は、指定避難場所（第一次避難所）等の安全な場所へ移動する「立退き避難」と、家屋等の建物の安全な場所に退避する「屋内安全確保」の大きく二つに分けられるが、家屋等の現在いる場所が危険である場合は立退き避難、家屋等の建物内において安全が確保できる、又は既に屋外に出ることが危険である場合は屋内安全確保により、安全の確保を図るものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、関係者に対して、提供した名簿を基に、次のような避難支援等の実施をお願いする。

なお、大規模な災害が発生した場合、関係者を含む多くの住民が危険な状況に陥り、事前に予定されていた地域支援者による避難支援が実施できない可能性があるため、行政区や自主防災組織を中心とした地域全体での取組みの推進を、併せてお願いするものとする。

(1) 平常時

- ア 日頃からの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- イ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ウ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る避難支援を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

(2) 災害時

- ア 避難勧告等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- イ 電話・訪問等による安否確認を実施する。

3 関係者の安全確保の措置

災害時における避難支援については、関係者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

なお、避難支援は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、関係者に法的な義務や責任を課すものではないことを、市は、関係者に対して説明を行うものとする。

また、関係者が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。

4 平常時からの名簿提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で、関係者等（関係者及び避難支援を依頼する団体等）に対して名簿を提供するものとする。

なお、市は、避難支援の終了後、関係者等に対して、名簿の返却又は破棄を求めものとする。

5 避難行動要支援者の安否確認の実施

大規模な災害が発生した場合、家屋等に被害がなく、避難行動要支援者本人が無事であっても、同居していた家族が外出先で被災し帰宅できない、又は電気・水道の寸断等の理由により、自宅での生活を維持することが困難となる場合がある。

市は、大規模な災害が発生した場合、行政区長（自主防災組織）及び関係者等に協力を要請し、避難所・自宅を巡回するといった方法により、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の実施をお願いする。

6 避難以降における避難行動要支援者への対応

災害時における安否確認の結果については、関係者からの情報提供を基に、各地域に開設する最寄りの避難所の避難所配置職員（市職員）が取りまとめを行うものとし、市及び関係者間で情報共有を図るものとする。

なお、安否確認の結果、避難行動要支援者に負傷者等がいる場合の対応については、次のとおりとする。

（１）避難行動要支援者に負傷者等がいる場合

避難行動要支援者に負傷者、要救助者又は社会福祉施設や医療機関へ搬送する必要がある者がいる場合、避難所配置職員は、災害対策本部に連絡を行い、必要な指示を仰ぐものとする。

（２）避難行動要支援者の福祉避難所等への運送

避難行動要支援者を避難所又は自宅から福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関に搬送する必要がある場合は、次の方法で搬送を行うものとする。

なお、搬送を行うにあたっては、災害及び周囲の状況等を確認し、安全を確保したうえで実施するものとし、緊急の場合、又は医療機関へ搬送する必要がある場合は、救急車を要請するものとする。

- ア 家族（親族を含む。）又は地域支援者による搬送が可能な場合、家族又は地域支援者による搬送を依頼する。
- イ 開設を依頼した福祉避難所による送迎が可能な場合は、福祉避難所に送迎を依頼する。
- ウ ア・イによる搬送が場合できない場合は、消防団又は市職員による搬送、又はその他の手段により搬送する。

7 通常の避難所における避難生活が困難な者への支援

避難行動要支援者の中には、高齢や障がい等の症状により、急激な環境の変化に対応できないといった理由から、通常の避難所における避難生活が困難な者がいる。

市は、本人、行政区長又は民生委員等からの情報提供を基に、通常の避難所における避難生活が困難な者については、関係部局、地域の福祉関係者及び社会福祉施設等に協力を求めながら、適切な避難支援の方法等を検討するものとする。

第4章 個別計画の策定

1 関係者と連携した個別計画の策定

市は、災害時における避難行動要支援者の避難支援を、より具体的で実効性のあるものとするため、平常時から名簿情報を関係者に提供することに同意を得ている者について、本人及び関係者と打合せ等を行いながら避難行動要支援者一人ひとりに係る避難支援の方法等を定めた個別計画を策定するものとする。

2 個別計画に係る本人情報等の取得

市は、同意書により本人又はその家族から取得した情報、並びに地域の関係者から聞き取り等の方法で取得した情報を基に、個別計画を作成する。

3 個別計画の内容

個別計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者本人に係る情報
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 地域支援者
- (4) 避難支援等の方法
- (5) 住居等の地図

4 地域支援者の選定等

地域支援者は、原則として、本人又はその家族から近隣の住民（1～2人、家族・親戚がいる場合は、家族等を優先する。）に依頼し、承諾を得られた者とするが、事情により本人又は家族により地域支援者を探すことが困難な場合は、市が地域の行政区長、民生委員等に協力を依頼しながら、地域支援者を選定するものとする。

なお、事情により地域住民の中から地域支援者を選定することが困難な場合は、行政区や自主防災組織といった団体を地域支援者とすることを可とするが、この場合、行政区や自主防災組織等において役割分担を定めておくこととする。

5 個別計画の提供

個別計画は、避難行動要支援者名簿の提供と併せて、関係者に提供するものとする。

6 個別計画の更新と情報の共有

市は、行政区長及び民生委員等の関係者に対して、個別計画の内容の変更、又は地域支援者の変更等があった場合は、市への情報提供をお願いします。

なお、市は、本人、行政区長及び民生委員等の関係者から個別計画の内容の変更等に係る情報提供があった場合は、個別計画を更新し、市及び関係者間で情報共有を図るものとする。

第5章 避難行動支援に係る共助力の向上

1 要配慮者及び関係者を対象とした研修等の実施

災害時において、関係者による円滑かつ迅速な避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

市は、当該制度や避難支援の方法等について、周知・啓発を図るため、関係者及び関係団体と協力し、次のような研修会や説明会（以下「研修等」という。）を実施するものとする。

（1）要配慮者への研修等

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者が、避難について考え、災害時に自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、老人クラブ、障がい者団体、いきいきサロン等の関係団体と協力し、研修等を実施するものとする。

（2）避難支援等関係者の研修等

市は、災害時における円滑な避難支援が実施できるよう、関係者及び関係団体と協力し、地域における会合や防災訓練等において研修等を実施するものとする。

2 避難行動支援に係る地域づくり

市は、関係者及び各行政区（自主防災組織）に対して、地域に居住する避難行動要支援者に係る情報共有を図り、地域全体で円滑な避難支援を実施することを目的として、年1回程度、地域の関係者による会議等の開催をお願いする。

また、市及び各行政区（自主防災組織）は、地域住民による見守り活動の他に、避難行動要支援者に対して、防災訓練・避難訓練のみならず、地域の様々な行事への参加を促すことで、地域社会で孤立することを防ぎ、地域に溶け込んでいくことができる環境作りに努めるものとする。

第6章 個人情報保護ガイドライン

1 個人情報の取扱い

名簿及び個別計画（以下「名簿等」という。）に記載された個人情報（名簿情報）は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報を含んでいる。

市は、あらかじめ本人の同意を得たうえで、関係者に名簿等を提供するが、その情報が避難支援に関係のない第三者に知られることで、避難行動要支援者及びその家族が不利益を受けるおそれがある。

市及び関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の保護を図るため、災害対策基本法、天草市個人情報保護条例並びに本ガイドラインに基づき、名簿情報を適切に取扱うものとする。

2 個人情報の利用

名簿等については、次のことに利用できるものとする。

- （1）避難行動要支援者に対する声掛けや安否確認といった見守り活動を行うため。
- （2）地域の関係者間において、避難行動要支援者の避難支援の方法等の確認・検討を行うため。
- （3）防災訓練・避難訓練を行うため。
- （4）避難行動要支援者に対する災害情報・避難情報の伝達、避難所等安全な場所への避難誘導又は安否確認等を行うため。

3 個人情報の安全確保に関する措置

市は、名簿情報の安全の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）名簿等は、紙の台帳及び電子データとして管理するものとし、電子データは定期的にバックアップを行い、機器の故障に備える。
- （2）紙の台帳は、施錠できる場所等に保管するものとし、電子データは、コンピュータの利用者を限定することで、不正アクセスの防止を図る。
- （3）関係者へ提供する名簿等は、避難支援等の実施に必要な最小限の範囲とする。
- （4）関係者に名簿等を提供する際は、名簿情報の漏えい等を防ぐため、制度の趣旨及び個人情報の保護について、説明を行うものとする。
- （5）避難行動要支援者に係る避難支援等を、ボランティア団体、障がい者団体及

び民間の企業等と連携して行うため、平常時から名簿等を提供しておく必要がある場合は、各団体等と協定を締結したうえで提供を行うものとする。

4 名簿取扱者の責務等

名簿等の提供を受けた者（以下「名簿取扱者」という。）は、災害対策基本法第49条の13に基づき、守秘義務が課せられるため、名簿情報の取扱いについては十分に注意するものとする。

5 名簿等を提供する場合における配慮

名簿取扱者が、正当な理由なく名簿情報等の秘密を他者に漏らすことは、本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害することになりかねない。

市は、名簿情報の漏えいを防止するため、関係者に名簿等を提供する際に、次のことを説明するものとする。

- （1）名簿取扱者（過去に提供を受けた者を含む。）には、災害対策基本法により守秘義務が課せられる。正当な理由がなく、名簿情報を第三者へ提供することや、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らすことは禁止されているため、名簿情報の取扱いについては、十分に注意すること。
- （2）名簿等は、盗難・紛失を避けるため、施錠可能な場所に保管すること。
- （3）名簿等は、必要以上に複写しないこと。
- （4）警察署及び消防本部においては、分署等に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は、管轄する地域に限定するとともに、名簿等を取扱う職員を定め、取扱いには十分に注意するよう指導を行うこと。
- （5）行政区長、民生委員及び消防団等においては、避難支援の実施に関わる地域住民に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は必要最小限の範囲とし、取扱いには十分に注意するよう説明を行うこと。
- （6）役職等の交代により名簿取扱者でなくなった場合、名簿等については、次の役職の方に引継ぐか、市に返却すること。
- （7）新しい名簿等の提供があった場合、古い名簿等は市に返却すること。